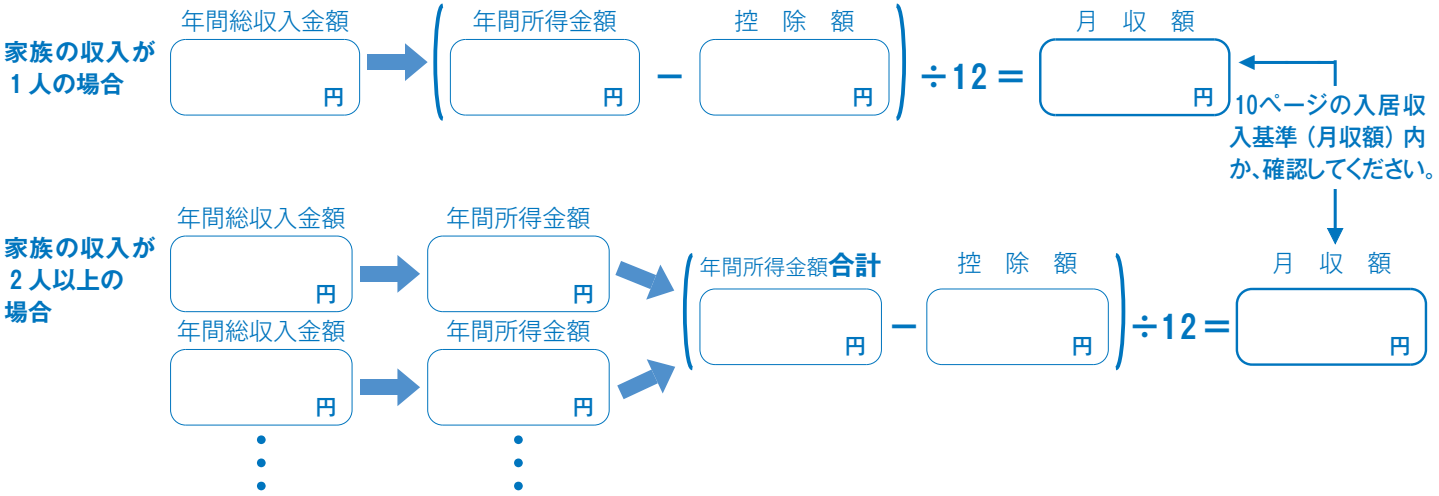
月収額の計算のしかた

はじめに、入居しようとする家族に収入のある方が**２人以上**いる場合は、それぞれの**年間所得金額を合算する**必要があります。

まずは、**年間総収入金額**から**年間所得金額**を算出してください。

計算の流れ



計算の手順

①**55ページ**の**所得控除額**を算出してください。
②それぞれの収入が下記のどれにあてはまるか確認のうえ、各ページにて月収額を算出してください。

1　給与所得の方

俸給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得でいう総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当などを含んだ金額です。（ただし非課税所得は含みません。）

56～57ページの「1　給与所得の方」を見て計算してください。

2　年金所得の方

厚生年金、国民年金、恩給、企業年金などの所得です。たとえば、老齢年金、退職年金をいいます。その他、法律により非課税とされている各種年金（障害年金、遺族年金、福祉年金など）については、所得金額０円としてください。

58～59ページの「2　年金所得の方」を見て計算してください。

3　その他の所得の方

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。
たとえば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。
これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

60～61ページの「3　その他の所得・日雇の方」を見て計算してください。

（注１）　月収額の計算は、基準日である**令和８年12月１日現在**の状況について行います。
（注２）　次の収入は所得金額０円となります。
生活保護の各種扶助料・失業給付金・遺族年金・障害年金・福祉給付金
（注３）　日雇労働者の方で確定申告をしている方は、**60～61ページ**を見て計算してください。
（注４）　１人で給与収入、年金収入、その他の収入など複数ある方は、それぞれのページで所得金額を算出してから合計してください。
（注５）　１人で２ヶ所以上からの給与収入、または２ヶ所以上からの年金収入などがある方は、それぞれの年間収入を合計してから所得金額を算出してください。

所得金額の控除について

（この表は56～61ページで月収額を計算する時必要です。）

世帯の所得金額の合計から次の控除額を差し引いてください。

1の親族控除は、すべての世帯に該当します。

2～7の控除については、それぞれの内容に該当していれば、1の親族控除とあわせてさらに控除をしてください。

3～7の控除対象者は所得税法上認定された方であることが必要です。

区分			控除を受けられる方		控除できる額	計算
1親族	同居親族		・県営住宅へ入居しようとする家族（婚約者及び内縁関係にある者を含む。）のうち申込み本人以外の人数です。収入のある方も含みます。		1人につき年380,000円	38万円×　人数＝　円
	同居しない扶養親族		・県営住宅へ入居はしないが、所得税法上の扶養親族（遠隔地扶養）である方。 ※単に仕送りをしているだけでは扶養親族とはなりません。			
2 基礎控除振替			申込者本人、又は入居しようとする家族で給与所得又は公的年金などに係る雑所得を有する方。		1人につき年100,000円 ただし、所得が100,000円未満の場合はその額	10万円×　人数＝　円 10万円未満はその額　円
特別控除対象者	3 老人扶養親族 老人控除対象配偶者		年齢**70歳以上の扶養親族**の方。 または 年齢**70歳以上の老人扶養配偶者**の方。		1人につき年100,000円	10万円×　人数＝　円
	4 特定扶養親族		年齢**16歳以上23歳未満**の扶養親族の方。 （妻・婚約者は該当しません。）		1人につき年250,000円	25万円×　人数＝　円
	5障害者	(1)障害者	ア　申込み本人が障害者である場合。 イ　1の親族の中に障害者がいる場合。	障害者（特別障害者以外）	障害者控除1人につき年270,000円	27万円×　人数＝　円
		(2)特別障害者		特別障害者（1～2級の身体障害者 重度の精神障害者）	特別障害者控除1人につき年400,000円	40万円×　人数＝　円
	6 寡婦		申込み本人又は同居親族で次のすべてに該当する方。 ア　夫と死別又は離婚してから婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合を含む）をしていない、夫の生死が不明であること。 イ　扶養親族（子を除く）があること。 ウ　所得の見積額が500万円以下であること。 ※夫と死別してから婚姻をしていない方又は夫の生死が不明である方は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。		1人につき年270,000円 ただし、所得が270,000円未満の場合はその額	27万円×　人数＝　円 27万円未満はその額　円
	7 ひとり親		申込み本人又は同居親族で次のすべてに該当する方。 ア　婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでないこと。 イ　生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、所得の見積額が58万円を超える子は除かれます）がいること。 ウ　所得の見積額が500万円以下であること。 エ　その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。		1人につき年350,000円 ただし、所得が350,000円未満の場合はその額	35万円×　人数＝　円 35万円未満はその額　円

※6の寡婦控除と7のひとり親控除は、同一人物に対して重複しての適用はありません。

所得控除額合計

円

月収額の計算のしかた

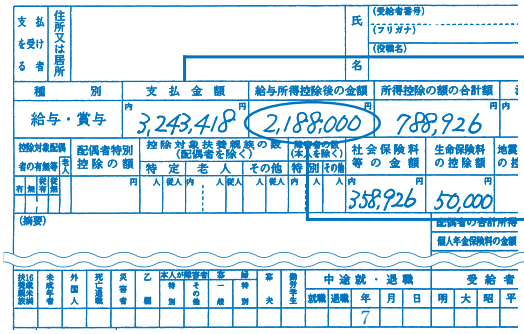
1 給与所得の方

年間収入の求め方

申込基準日（令和８年12月１日）で給与収入のある方。

現在の勤務先について			
1 入社が **令和７年１月１日以前** の方	**2** 入社が **令和７年１月２日以後で** **１年以上**経過している方	**3** 入社して **１年にならない**方	**4** 入社して **１ヶ月分の給料を受けていない**方
❶の表	**❷の表**	**❷の表**	**❸の表**

❶令和７年分　給与所得の源泉徴収票



1に該当した方

年間総収入金額	年間所得金額（給与所得控除後の金額）
3,243,418 円	2,188,000 円

2に該当した方

就職・転職の翌月から１ヶ年の各月の給与・賞与・その他手当（税込み）について確認してください。通勤手当（非課税分）は含みません。

算出方法

入社した翌月から12ヶ月間の総収入金額

年間総収入金額：2,994,000 円

❷給与支払証明（収入証明）

申込者用					
氏名	神奈川花子		採用年月日	7年10月1日	
職種	事務		令和8年12月1日現在扶養	3人	
給与	7年11月	230,500円	給与	8年7月	223,000円
	年12月	225,300円		年8月	200,300円
	8年1月	189,800円		年9月	225,300円
	年2月	200,300円		年10月	230,500円
	年3月	198,000円		給与計	2,590,000円
	年4月	213,500円	賞与	7年12月	75,200円
	年5月	223,000円		8年7月	328,800円
	年6月	230,500円		賞与計	404,000円

給与・賞与計 2,794,000円

3に該当した方

勤務した翌月から令和８年10月までの証明を確認してください。通勤手当（非課税分）は含みません。

算出方法

$$\frac{\text{総収入金額（賞与分は除く）}}{\text{勤務した翌月から令和８年10月までの月数}} \times 12 + \text{賞与分}$$

算出例）採用年月日が令和８年４月１日の場合（左記の表より）

$$\frac{1,332,600}{6} \times 12 + 328,800 = 2,994,000$$

（R8.5月～R8.10月の合計額）／（R8.5月～R8.10月の６ヶ月）／（R8.7月賞与分）

（小数点以下切り捨て）

年間総収入金額：2,994,000 円

❸採用証明（雇用証明）

給与額、採用年月日、扶養人数などを確認してください。

申込者用				
氏名	神奈川一夫	採用年月日	8年10月1日	
職種		令和8年12月1日現在扶養	3人	
給与	249,500円	内訳		

4に該当した方

雇用条件にもとづき支給が予定されている**１ヶ月分の給与を12倍**した年間の推定総収入金額。通勤手当（非課税分）は含みません。

算出方法

（基本給＋諸手当）×12
＝年間推定総収入金額

算出例）
249,500×12＝2,994,000

年間総収入金額：2,994,000 円

所得金額の求め方

算出した年間総収入金額を次の表にあてはめてください。

給与の年間総収入金額	給与所得金額	
650,999円まで	給与所得金額＝0	
651,000円から1,899,999円まで	年間総収入金額－650,000円＝給与所得金額	
1,900,000円から3,599,999円まで	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。	A×0.7－80,000円＝給与所得金額
3,600,000円から6,599,999円まで		A×0.8－440,000円＝給与所得金額
6,600,000円から8,499,999円まで	年間総収入金額×0.9－1,100,000円＝給与所得金額	

※給与所得と年金所得の双方のある方で、合計金額が、10万円を超える場合は、給与所得から、**所得金額調整控除額を控除（追加で減算）してください。**

給与所得 － 所得金額調整控除 ＝ 給与所得金額

所得金額調整控除額＝
給与所得（10万円まで） ＋ 年金所得（10万円まで） － 100,000

※マイナスの場合は0円となります。

給与の年間所得金額
円

算出例）
年間総収入金額が2,994,000円の場合
上記の1,900,000円から
3,599,999円までに該当

2,994,000÷4,000＝748.5
（小数点以下、切り捨て）
748×4,000＝2,992,000
2,992,000×0.7＝2,094,400
2,094,400－80,000＝2,014,400

給与の年間所得金額
2,014,400 円

算出例）※給与所得と年金所得の双方のある方
給与所得金額が2,014,400円、
年金所得金額が1,400,000円（算出例59ページ）
の場合

①所得金額調整控除額の算出
100,000＋100,000－100,000＝100,000
（給与所得10万円まで）（年金所得10万円まで）（所得金額調整控除金額）

②所得金額調整控除額を給与所得金額から減算
2,014,400－100,000＝1,914,400
（給与所得）（所得金額調整控除）（給与所得金額）

給与の年間所得金額
1,914,400 円

※年間所得金額が999円までの場合は、0円として扱います。

年間所得金額 円 － **控除額合計** 円 **÷12＝** **月収額** 円

※1　**1人で給与収入、年金収入、その他の収入など複数ある方は、それぞれのページで所得金額を算出し、合算したものを年間所得金額として、上記の式で月収額を算出してください。**

※2　入居しようとする家族に収入のある方が**2人以上**いる場合は、それぞれの**年間所得金額を合算する**必要があります。

入居収入基準
10ページ参照

控除額の計算

用語の意味は55ページ参照

控除の対象	控除額の計算方法	
同居親族及び同居しない扶養親族	38万円×　人数＝	① 円
	（※同居親族数は、県営住宅へ入居しようとする家族（婚約者及び内縁関係にある者を含む。）のうち申込み本人以外の人数です。収入のある方も含みます。）	
基礎控除振替	10万円×　人数＝ ただし、その所得が10万円未満のときは、その所得額のみ控除	② 円
老人扶養親族 老人控除対象配偶者	10万円×　人数＝	③ 円
特定扶養親族	25万円×　人数＝	④ 円
障害者	27万円×　人数＝	⑤ 円
特別障害者	40万円×　人数＝	⑥ 円
寡婦	27万円 ただし、その所得が27万円未満のときは、その所得額のみ控除	⑦ 円
ひとり親	35万円 ただし、その所得が35万円未満のときは、その所得額のみ控除	
控除額合計	①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＝	⑧ 円

控除額合計
円

月収額の計算のしかた

② 年金所得の方

年間収入の求め方

申込基準日（令和 8 年 12 月 1 日）で年金収入のある方。

現 在 の 年 金 収 入 に つ い て

1	2	3
1 年以上、年金を支給されている方	支給されてから **1 年にならない**方	障害年金、遺族年金、福祉年金などの**非課税**の方
前年中の支払年金額。 改定があったときは、改定通知書の支払年金額。 ２ヶ所以上から年金をもらっている方は（厚生年金と企業年金など）支払年金額の合計となります。	年金証書の支払年金額。 改定があったときは、改定通知書の支払年金額。 ２ヶ所以上から年金をもらっている方は（厚生年金と企業年金など）支払年金額の合計となります。	❸の表
❶の表	❷の表	

年間所得金額　0 円

❶令和 7 年分公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所		生年月日	年金の種別
	(フリガナ) 氏名			老齢厚生

区分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号適用分	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊0 円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊0 円
所得税法第203条の3第2号適用分	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊0 円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊0 円
所得税法第203条の3第3号適用分	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊0 円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊0 円
所得税法第203条の3第4号適用分	＊＊2，500，000 円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊0 円

本人				控除対象配偶者の有無等		本人			16歳未満の扶養家族の数	障害者の数			非居住者である親族の数	社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	特別寡夫	一般	老人	特定	老人	その他		特別		その他		
						人	人	人	人	人	人	人	人	円

控除対象配偶者	(フリガナ) 氏名	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	区分	16歳未満の扶養家族	(フリガナ) 氏名	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	区分
控除対象扶養家族	(フリガナ) 氏名	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	区分		(フリガナ) 氏名	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	区分
	(フリガナ) 氏名	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	区分				

(摘要)

年間総収入金額
2,500,000 円

❸

年金振込通知書

(振込予定日)　年　月　日

◎年金の制度・種類　厚生年金　(遺族厚生)　年金
◎年金証書の基礎年金番号・年金コード
◎受給権者氏名
◎振込先
◎各支払期の支払額、年金から控除される額　および控除後振込額

	令和 年 月から 令和 年 月の各期支払額	令和 年 月の支払額	令和 年 月の支払額
年金支払額	****227,416 円	円	円
介護保険料額	********** 円	円	円
	********** 円	円	円
所得税額および復興特別所得税額	********** 円	円	円
個人住民税額	********** 円	円	円
控除後振込額	****227,416 円	円	円

年間所得金額
0 円

❷

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類　老齢　基礎年金番号　年金コード

受給権者の氏名

受給権者の生年月日　昭和　年　月　日　受給権を取得した年月　令和　年　月

上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。

令和　年　月　日

国民年金裁定通知書

老齢　基礎年金　該当条文　国民年金法　02 第 9 条の2

支給開始年月	基本となる年金額 (円)	加算額 (円)	繰下げによる加算額 (円)	繰上げによる減算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
8・3	2,700,000			200,000	0	2,500,000

停止事由　停止期間　年　月から　年　月まで
加算額対象者　子　人

国民年金の保険料納付済期間等計
納付　468 月　免除　0 月
内訳　第1号・第3号の保険料納付済期間等
納付　468 月
免除　0 月
付加　0 月
第2号の保険料納付済期間
厚生年金保険　0 月
共済組合　0 月

年間総収入金額
2,500,000 円

所得金額の求め方

算出した年間総収入金額を次の表にあてはめてください。

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入金額	年金所得金額
65歳以上の方	1,100,000円まで	年金所得金額＝0
	1,100,001円から 3,299,999円まで	（年金の総収入金額）－1,100,000円＝年金所得金額
	3,300,000円から 4,099,999円まで	（年金の総収入金額）×0.75－275,000円＝年金所得金額
	4,100,000円から 7,699,999円まで	（年金の総収入金額）×0.85－685,000円＝年金所得金額
65歳未満の方	600,000円まで	年金所得金額＝0
	600,001円から 1,299,999円まで	（年金の総収入金額）－600,000円＝年金所得金額
	1,300,000円から 4,099,999円まで	（年金の総収入金額）×0.75－275,000円＝年金所得金額
	4,100,000円から 7,699,999円まで	（年金の総収入金額）×0.85－685,000円＝年金所得金額

年金の年間所得金額
円

算出例）年齢65歳
年間総支給額が2,500,000円の場合
上記の65歳以上の方の1,100,001円から
3,299,999円までに該当

2,500,000－1,100,000＝1,400,000

年金の年間所得金額
1,400,000 円

（**年間所得金額** 円 － **控除額合計** 円）÷12＝ **月収額** 円

※1　**1人で給与収入、年金収入、その他の収入など複数ある方は、それぞれのページで所得金額を算出し、合算したものを年間所得金額として、上記の式で月収額を算出してください。**

※2　入居しようとする家族に収入のある方が**2人以上**いる場合は、それぞれの**年間所得金額を合算する**必要があります。

入居収入基準
10ページ参照

控除額の計算

用語の意味は55ページ参照

控除の対象	控除額の計算方法	
同居親族及び同居しない扶養親族	38万円×　人数＝	①　円
	（※同居親族数は、県営住宅へ入居しようとする家族（婚約者及び内縁関係にある者を含む。）のうち申込み本人以外の人数です。収入のある方も含みます。）	
基礎控除振替	10万円×　人数＝ ただし、その所得が10万円未満のときは、その所得額のみ控除	②　円
老人扶養親族 老人控除対象配偶者	10万円×　人数＝	③　円
特定扶養親族	25万円×　人数＝	④　円
障害者	27万円×　人数＝	⑤　円
特別障害者	40万円×　人数＝	⑥　円
寡婦	27万円 ただし、その所得が27万円未満のときは、その所得額のみ控除	⑦　円
ひとり親	35万円 ただし、その所得が35万円未満のときは、その所得額のみ控除	
控除額合計	①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＝	⑧　円

控除額合計
円

月収額の計算のしかた

3 その他の所得・日雇の方

所得金額の求め方（自営業・サービス業・外交員など）

申込基準日（令和８年12月1日）で事業所得等のある方。

開業した時期について		
1	2	3
令和７年１月１日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている方	**令和７年１月２日以後**に現在の事業を始め、**１年以上経過している**方	**令和７年１月２日以後**に現在の事業を始め、**１年以上経過していない**方
❶の表	**❷の表**	**❷の表**

所得金額の求め方（日雇）

現在の勤務先について		
4	5	6
令和７年１月１日以前から引き続き現在まで日雇をしている方	**令和７年１月２日以後**に現在の日雇を始め、**１年以上経過している**方	**令和７年１月２日以後**に現在の日雇を始め、**１年以上経過していない**方
❶の表	**56～57ページ**の「1　給与所得の方」にあてはめて計算してください。	**56～57ページ**の「1　給与所得の方」にあてはめて計算してください。

❶ 令和７年分所得税の確定申告書控

収入金額等	事業等	⑦		9,584,500
	農業	㋑		
	不動産	㋒		
	利子	㋓		
	配当	㋔		
	給与	㋕		
	雑 公的年金等	㋖		
	雑 その他	㋗		
	総合譲渡 短期	㋘		
	総合譲渡 長期	㋙		
	一時	㋚		
所得金額	事業等	①		2,859,000
	農業	②		
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥		
	雑	⑦		
	総合譲渡・一時 ㋐+(㋑+㋒)×1/2	⑧		
	合計	⑨		2,859,000

❷

開業年月日	令和７年10月１日				
売上月	売上		必要経費		所得
7年11月	230,500	−	92,200	=	138,300
12月	225,300	−	123,915	=	101,385
8年1月	189,800	−	75,920	=	113,880
2月	200,300	−	110,165	=	90,135
3月	198,000	−	79,200	=	118,800
4月	213,500	−	117,425	=	96,075
5月	223,000	−	89,200	=	133,800
6月	230,500	−	103,725	=	126,775
7月	223,000	−	100,350	=	122,650
8月	200,300	−	80,120	=	120,180
9月	225,300	−	101,385	=	123,915
10月	230,500	−	80,675	=	149,825
			計		1,435,720

年間所得金額

円

次のページへ

（1に該当した方 / 4に該当した方）

前年中の年間所得金額

（令和７年分の所得税の確定申告書控の所得金額）

年間総収入金額－必要経費＝所得金額

年間所得金額 2,859,000円

2に該当した方

算出方法

開業した翌月から12ヶ月間の総所得金額

年間所得金額 1,435,720円

3に該当した方

開業した翌月から令和８年10月までの帳簿等を確認してください。

算出方法

$$\frac{\text{総収入金額（総売上高）－必要経費}}{\text{事業を始めた翌月から令和８年10月までの月数}} \times 12$$

＝１年間の推定所得金額

算出例）開業年月日が令和８年４月１日の場合

（R8.5月～R8.10月の合計額）➡ 777,145

（R8.5月～R8.10月の６ヶ月）➡ 6

$\times 12 = 1{,}554{,}288$

（小数点以下切り捨て）

年間所得金額 1,554,288 円

控除額の計算

用語の意味は55ページ参照

控除の対象	控除額の計算方法	
同居親族及び同居しない扶養親族	38万円×　人数＝	①　円
	（※同居親族数は、県営住宅へ入居しようとする家族（婚約者及び内縁関係にある者を含む。）のうち申込み本人以外の人数です。収入のある方も含みます。）	
基礎控除振替	10万円×　人数＝ ただし、その所得が10万円未満のときは、その所得額のみ控除	②　円
老人扶養親族 老人控除対象配偶者	10万円×　人数＝	③　円
特定扶養親族	25万円×　人数＝	④　円
障害者	27万円×　人数＝	⑤　円
特別障害者	40万円×　人数＝	⑥　円
寡婦	27万円 ただし、その所得が27万円未満のときは、その所得額のみ控除	⑦　円
ひとり親	35万円 ただし、その所得が35万円未満のときは、その所得額のみ控除	
控除額合計	①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＝	⑧　円

控除額合計　円

（年間所得金額　円 － 控除額合計　円）÷12＝　月収額　円

入居収入基準 **10ページ**参照

※1　**1人で給与収入、年金収入、その他の収入など複数ある方は、それぞれのページで所得金額を算出し、合算したものを年間所得金額として、上記の式で月収額を算出してください。**

※2　入居しようとする家族に収入のある方が**2人以上**いる場合は、それぞれの**年間所得金額を合算する**必要があります。

個人情報の取扱について

神奈川県では、個人情報の収集、利用及び提供、管理について、個人情報の保護に関する法律に基づき、次のように適切に取り扱います。

個人情報とは

「個人情報」とは、住所、氏名、電話番号等、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものをいい、他の情報と照合することで識別することができる情報を含みます。

個人情報の収集

○取扱目的を明確にし、必要な限度内で収集します。
○適法かつ公正な手段で収集します。
○原則として本人から収集します。
○本人から直接書面で収集する場合は、取扱目的を明示します。

個人情報の利用・提供

○原則として取扱目的以外の目的で、利用及び提供はしません。
○個人情報を提供する場合に、必要があるときは相手方に対して個人情報を保護するための措置を求めます。

個人情報の管理

○漏えい、き損、滅失の防止に必要な措置を講じます。
○指定管理者の個人情報の管理について、漏えい等を防止するために必要な措置を講じます。
○必要のない個人情報は確実、速やかに廃棄します。
○特別職を含む職員（議会の議員を除く。）、受託業務の従事者による漏えい等を禁止し、違反した場合は罰則の適用を受けます。

なお、神奈川県では、県営住宅の入居業務を（一社）かながわ土地建物保全協会に委託しておりますが、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を適切に取り扱わせるための必要な措置を講じさせます。

神奈川県住宅営繕事務所